

繊維製品の対日輸出にかかる原産地規則

特恵関税制度(GSP)を受けるための原産地規則

バングラデシュに対して特恵関税等の優遇措置を付与しているのは日本政府側であることから、日本の税関および業界団体に確認をしたところ下記のとおり。

<確認内容>

- ① 日本へHS61類のニット類を輸出する場合の原産地規則は、**加工工程基準のみ**で、付加価値基準はない。具体的な加工工程基準として、**縫製の1工程**をバングラデシュで行うことが求められる(糸から製造する場合でも原産品となる)。
- ② 日本へHS62類の布帛類を輸出する場合の原産地規則は、**加工工程基準のみ**で、付加価値基準はない。具体的な加工工程基準として、**縫製の1工程**をバングラデシュで行うことが求められる(糸から製造する場合でも原産品となる)。

⇒原産地規則ポータル: <https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

<確認先>

- 1 東京税関 (原産地調査官)
- 2 横浜税関 (税関相談官)
- 3 名古屋税関 (原産地調査官)
- 4 大阪税関 (原産地調査官)
- 5 神戸税関 (税関相談官)
- 6 日本繊維輸入組合

※いずれも電話によるヒアリング。

その他、バングラデシュ国内では、付加価値基準を明示する業界団体等があることから、日本の財務省に対して文書でその事実確認を行ったところ、加工工程基準のみである旨の回答(文書)を取得済み。

【各税関原産地規則担当部門連絡先】

函館税関:0138-40-4255 東京税関:03-3599-6527

横浜税関:045-212-6174

名古屋税関:052-654-4205

大阪税関:06-6576-3196

神戸税関:078-333-3097

門司税関:050-3530-8369

長崎税関:095-828-8801

沖縄地区税関:098-943-7830

以上

1. 原産地規則適用のための諸条件（繊維製品）

<繊維製品に関する原産地規制の緩和ポイント(平成23年4月1日より有効)>

(1) 繊維製品を自国関与制度の対象に

繊維製品(HS50類から63類まで)に自国関与制度が導入されたことで、日本から輸出した生地等の素材を使ってバングラデシュで衣類生産した場合、日本から輸出した素材をバングラデシュが生産したとみなされる。ただし、現産地証明書にANNEXを記載する必要がある。

<例>日本の糸で生産した日本製のニット生地を輸入して、バングラデシュで生産したニット類は、紡績とニット生地の製造をバングラデシュで行ったと見なされるので、実際はバングラデシュで縫製しなくても特惠関税が適用される。

(2) ニット衣類の原産地規制の緩和(平成27年度4月1日適用)

HS61類のニット製品(第61.13項を除く)に対し、3工程から2工程に緩和し、糸から製造する場合でも原産品となる。

(3) 線製品に僅少の日原産材料(デミニマス)の導入(平成23年4月1日より有効)

繊維製品(HS50類から63類まで)に対し、これらの類の品目別規制を満たさない非原産材料が僅少(当該非原産材料の総重量が製品の総重量の10%以下)である場合、当該非原産材料は、品目別規則の適用に当たって考慮しない。

(4) 繊維製品に対する規制別表の適用対象原料の明確化(平成23年4月1日より有効)

繊維製品(HS61-63類)の製品に対する規制別表を適用する際、製品の生産に使用された材料であってHS50類から63類までの各類に分類されないものは繊維製品を含むか否かを問わず、考慮しないこととする。

関税暫定措置法施行規則・別表、備考5記載

<例>手袋(HS62.16)の品目別規則は「紡績用繊維の糸からの製造」となっている。中国など第三国で生産されたボタン(HS96類, 非原産材料)を使用した場合、ボタンはHS11部(HS50類から63類)に含まれないため、品目別規制を満たす必要がなく、特惠適用可。

参考:東京税関業務部原産地調査官より ※大阪税関にも文書での問い合わせの結果、同様の回答を得ている

(照会内容)

HS61類のニット製品をバングラデシュで製造する場合に、人造繊維の長繊維を、あるいは長繊維と短繊維を混ぜたものを外国から輸入して製造する場合の特惠関税適用は可能かどうか。(繊維としては、たとえば、ナイロン、ポリエステルを想定)

(回答)

原産国にて糸の状態から編みたてされれば規則を満たすため、適用可能。

(説明)

現行の原産地規則(関税暫定措置法施行規則別表(9条関係))は、「第61類 紡績用繊維の糸からの製造」となっており、この場合、糸の組成(種別)についての制限はない。よって、原産国にて糸の状態から編みたてされれば規則を満たす。

参考: 事前教示回答事例(原産地関係)

登録番号	1110097	税関	東京	処理年月日	2011/4/25
一般的品名	長袖Tシャツ	税番	61.09	特惠種別	一般特惠
(回答)	一般特惠税率適用上の原産地はバングラデシュと認められる。				
(貨物の概要)	<p>材 料: アクリル系(第54類)、ポリエステル系(第54類)、レーヨン系(第54類)、ポリウレタン系(第54類)、ラベル(第58.07項) 以上すべて非原産材料</p> <p>製造工程: バングラデシュ国内において、ニット生地を編成、染色、加工し、縫製作業等により長袖Tシャツを製造する。</p> <p>備 考: ラベルの総使用割合は、完成品全重量に対して10%以下である。</p>				
(認定理由)	<p>本品が一般特惠税率適用上バングラデシュを原産地とする物品と認められるためには、関税暫定措置法施行規則別表(第9条関係)に規定する「紡織用繊維の糸からの製造」を満たさなければならない。本品では上記材料のうち、ラベルについては同表の条件を満たさないが、同規則第9条第2項の規定を適用することにより、当該ラベルが加工又は製造の条件を満たしているかは考慮しないこととなる。</p> <p>したがって、本品の一般特惠税率適用上の原産地はバングラデシュであると認められる。</p> <p>ただし、一般特惠税率の適用にあたっては、原産地証明書の提出(関税暫定措置法施行令第27条、第28条)、特惠対象物品の本邦への運送(同令第31条)等、法令に規定されるその他全ての要件を満たすことを条件とする。</p>				
(法令)	<p>関税暫定措置法第8条の2</p> <p>関税暫定措置法施行令第26条第1項第2号</p> <p>関税暫定措置法施行規則第9条及び同別表(第9条関係)</p>				

※原産地の事前教示制度について(カスタムスアンサー)

輸入を予定している貨物の原産地について税関に照会を行い、その回答を受けることができる制度。

→http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1522_jr.htm

2. 原産地証明書等取得の流れ（繊維製品）

原産地証明書は、商業省傘下の輸出振興庁 (Export Promotion Bureau / EPB) もしくは下記の商工会議所が発行している。発行機関によって、発行手数料や必要書類が異なるが、主に①のとおり。また、特惠関税適用のための証明書はEPBのみが発行しており、そのための発行手数料や必要書類は②のとおり。ただし、特惠関税を申請する製造業は、事前にEPBに企業情報を登録する必要がある。

① 原産地証明書 (Certificate of Origin: CO)

ダッカ商工会議所 (DCCI)

手数料: 100タカ (非会員企業の場合150タカ)

- Commercial Invoice.
- Packing List.
- EXP Form (form Bank).
- LC Copy.
- Trade License.
- TIN (納税者識別登録番号).
- Bill of Lading (B/L).
- Shipping Bill.

首都圏商工会議所 (MCCI)

手数料: 90タカ

- Bill of Lading (BL).
- Commercial Invoice.

Bangladesh 商工会議所

手数料: 50タカ

- Commercial Invoice.

② 特恵関税のための証明書 (GSP Certificate)

事前登録のための必要書類

輸出振興庁 (EPB)

輸出振興庁 手数料: 2,000タカ

- Two copies passport size photographs of MD or Proprietor.
- Trade license (Renewed).
- Export Registration Certificate (ERC) (renewed).
- Membership of BGMEA/BKMEA/Concern Association (renewed).
- Bonded Ware house license (renewed/if necessary).
- Fire Service License (renewed).
- Fire Policy (Renewed).
- Tax Identification (TIN) Certificate.
- Value Addition Tax (VAT) Certificate.
- Memorandum of Article (It necessary).
- Approval of Board of Investment (投資庁).
- Approved Building layout plan and structural design from concern govt. authority.
- Group Insurance for the workers employed in the factory.

輸出振興庁 (EPB)

輸出振興庁 手数料: 100タカ

- Filled GSP certificate Form A.
 ※BGMEA や BKMEA などの業界団体、銀行から 100 タカで入手可能
- Declaration in official letter pad.
- Commercial invoice from custom (attested by applicant).
- Packing list from custom (attested by applicant).
- BL/Airway Bill/Truck Chalan* (attested by applicant).
 *伝票に相当する書類
- Back to Back L/C, connecting Back to Back L/C.
- Production Certificate issue from BTMA*/Bill of Entry for import of Yarn.
 * Bangladesh 繊維製品工場協会
- Certificate of Origin from a Textiles Mills for supply of yarn/fabrics foreign chamber certificate of origin for import of yarn.
- Utilization Declaration.
- Import Permit (IP) for EPZ firm and concern documents.
- Copy of EPB Registration certificate.
- Bill of Export/Shipping Bill (attested by applicant).
- EXP form (attested by applicant).
- Photocopy of LC/Contract (attested by applicant).
- Member Certificate from BGMEA/BKMEA (out side EPZ).

- Export Registration Certificate (attested by applicant).
- I.D Card, Signature card to M.D or Proprietor
- Trade License (attested by applicant).
- Cost Sheet (for applicable case).
- Bank Certificate.

<確認先>

1. Mr. Anup K. Saha
Deputy Director, EPB
In Charge of issuance of GSP to Japan
2. Export Promotion Bureau ウェブサイト (www.epb.gov.bd)
3. Certificate of Origin Issuance department of DCCI, MCCI and Bangladesh Chamber of Industries.

【ジェトロが提供する情報のご利用について】ジェトロはご相談に関して提供する取引候補企業・商品、法規制、税率、その他の資料・データ等の情報および助言をできる限り 正確にするよう努力しておりますが、提供した情報および助言の正確性の確認・採否はおお客様の責任と判断で行なっております。貿易投資相談、ビジネスライブラリー、ウェブサイト、Eメール・FAX・電話等によってお客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万々お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いません。